

都市計画変更に係る理由書

1 案件名 都市計画 滝川市公共下水道の変更

2 都市計画変更内容

- ・ 都市計画運用指針の改訂に伴い、記載内容を変更する。
- ・ 「2. 排水区域」中、排水区域を変更する。
- ・ 「3. 下水管渠」中、栄町1号幹線ほか12幹線を廃止する。
- ・ 「4. その他の施設」中、滝川市終末処理場を廃止する。

3 都市計画変更理由

- 1) 平成9年の都市計画運用指針の改定に伴い、「2. 排水区域」「3. 下水管渠」「4. その他の施設」の記載内容を変更する。
- 2) 滝川都市計画用途地域の変更に伴い、測量精度の向上による面積精査による修正及び用途地域の縮小より、排水区域を変更する。
- 3) 幹線管渠の基準が「100ha以上の排水区域を担う管渠」から「1,000ha以上の排水区域を担う管渠」に変更されたことから、排水区域が1,000ha未満の栄町1号幹線ほか12路線を廃止する。
- 4) 滝川市下水終末処理場は、昭和51年より簡易処理施設として稼働し、昭和61年に石狩川流域下水道奈井江浄化センターの運転開始に伴い滝川市の下水処理機能は同センターへ移管されました。施設を調整池としての活用を検討していたが、現在は利用目的のない遊休施設となっている。

近年は施設の老朽化が著しく安全性や周辺環境への影響が懸念される状態となっており、今後においても施設を有効活用する見込みはないことから、滝川市公共施設等総合管理計画に基づき、施設を撤去し、資材置場等に有効活用を図るため、滝川市下水終末処理場を廃止する。